

京都市訓令甲第 1 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年5月13日

京都市長 松 井 孝 治

別表第2広報課長の項の次に次の1項を加える。

国際都市共
創企画課長

(1) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関する事。

別表第2庁舎管理課長の項第1号、幼保企画課長の項第1号及び建設総務課長の項第1号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)